**【テーマ３】　手数料の徴収方法の検討**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | 　　　各種申請事務を所管する関係部局と連携して、今日的な視点で点検し、より便利で効率的な徴収方法の導入をめざします。 |

|  |
| --- |
| **手数料の徴収方法の見直し** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■手数料徴収部局の意向を踏まえた検討**・手数料を徴収する130事務を所管する各部局と課題意識を共有し、申請事務の実情を踏まえた手数料の徴収方法についての検討を実施　　（スケジュール）・平成28年５月～６月　各部局に対する照会を実施・各部局からの回答を受けて証紙徴収条例のあり方を検討 | ◇活動指標（アウトプット）・便利で効率的な手数料の徴収方法の導入をめざし、手数料徴収部局と改革方針を共有（目標：平成30年度～）◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・申請者の利便性や事務の効率化に向けた取組を進める。 | ○手数料徴収事務を所管する部局の理解を得て府議会に証紙徴収条例を廃止する条例、同条例施行規則を公布（平成29年2月府議会で可決）○平成30年10月の同上条例の施行に向け、手数料のコンビニ収納を可能にするためのシステム関連予算等を計上（債務負担行為Ｈ29～Ｈ34　35,526千円など） |

自己評価



|  |
| --- |
| **【部局長コメント（テーマ３総評）】** |
| **＜取組状況の点検＞**  | **＜今後の取組みの方向性＞** |
| **■手数料徴収部局の意向を踏まえた検討**当初の目標を達成することができました。　・全部局（教育庁、警察本部を含む16部局）から、「証紙以外の収入方法に移行できる」旨の回答を得て、証紙徴収条例のあり方について検討しました。　・検討の結果、平成３０年１０月１日に証紙徴収条例を廃止するとともに、より円滑に証紙以外の方法に移行できるよう、各種経過措置を設けることとしました。**・**郵送で申請を受け付けている事務などでも、より便利な方法で手数料を納付していただけるよう、コンビニ店舗による納付を導入できるよう検討を進めました。 | **■大阪府証紙の廃止に向けて**・大阪府証紙廃止後においても、円滑に本府に手数料を納付していただけるよう、庁内の体制整備に努めます。・申請事務の実情に応じて、身近なコンビニ店舗でも、本府の手数料の納付が可能となるよう、新たな仕組みづくりを進めます。 |